

令和3年12月（臨時会）

第122回

# 気仙沼市議会議案書

令和3年12月27日提出

# 目

# 次

(令和3年12月27日提出)

議案 番号	件 名	頁	備 考
1	和解について	3	
2	気仙沼市特別職の職員で常勤のものとの給与の特例に関する条例制定について	4	

## 議案第1号

### 和解について

気仙沼市は、仙台地方裁判所平成29年（ワ）第1052号損害賠償請求事件及び仙台地方裁判所令和元年（ワ）第1148号工事代金請求事件について次のとおり和解する。

- 1 和解の相手方 宮城県気仙沼市本吉町田の沢5番地1  
株式会社アルファ建設  
代表取締役 山下 覚 史
  
- 2 和解の内容
  - (1) 相手方は、市に対し、本件解決金として1,200万円の支払義務があることを認める。
  - (2) 相手方は、市に対し、前項の金員を本和解成立後相当期間内に、市が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
  - (3) 市及び相手方は、その余の請求を放棄する。
  - (4) 市及び相手方は、市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
  - (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

令和3年12月27日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

### 提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第2号

気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する  
条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和3年12月27日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員で常勤のものの給与を臨時的に減ずる措置を講ずるため、気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成18年気仙沼市条例第39号。以下「特別職給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(市長の給与の特例)

第2条 市長の給料の支給に当たっては、令和4年1月1日から同年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に係るものに限り、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、特別職給与条例別表市長の項に定める給料月額から、当該給料月額に100分の30を乗じて得た額を減ずる。

2 前項の特例期間は、令和4年1月1日に市長であった者が令和4年3月30日までに退職した場合は、退職の日までとする。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある場合は、この限りでない。

(副市長の給与の特例)

第3条 特例期間における副市長の給料の支給に当たっては、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、特別職給与条例別表副市長の項に定める給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。

(端数計算)

第4条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。